

処 分 基 準

年 月 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の10第3項
処 分 の 概 要：練習資格の認定の取消し
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第2号～第18号、同第5項（許可の基準）、同第5条の2第1項・第2項、第4項・第5項（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）、同第5条の4第1項（技能検定）、同第9条の5第3項（射撃教習）、同第9条の10第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第37条（許可証等の返納の手続）
処 分 基 準：別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先：
備 考：